

# 延岡市パートナーシップ宣誓制度

令和3年4月26日（月）スタート！

## 制度の目的

延岡市では、延岡市すべての市民の人権が尊重されるまちづくり条例を施行（令和元年10月）するなど、あらゆる差別のない人権が尊重されるまちづくりに取り組んでいます。

その一環として、市民の皆様への多様な性のあり方への理解を深め、典型的とされていない性自認や性的指向を持つ方々（性的少数者）のパートナー関係の思いを受け止め、生きづらさ解消していくことを目指し、延岡市パートナーシップ宣誓制度を導入します。

### 性的少数者

「結婚や恋愛は異性が対象」「身体の性別と心の性別は一致する」など今まで一般的・典型的と考えられてきた性のあり方に当てはまらない人のことです。

### パートナーシップ

互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを約した、一方又は双方が性的少数者である二人の関係のことです。

### 宣誓

パートナーシップにある者同士が、市長に対し、双方が互いのパートナーであることを誓うことです。

## 制度の効果

制度の導入

市民（市全体）への効果  
多様性の尊重  
一人ひとりの人権の尊重

制度の利用者への効果  
生きづらさの解消

周知・啓発などによりこのような効果を目指していきます

法律上の婚姻制度とは異なりますので、相続や税制面などの法的な効力はありません。

性的少数者の方々の生きづらさを解消していくことや、市民の皆様の多様性の理解が深まり、人権が尊重されるまちづくりが進む効果を目指しています。

また、この制度の導入の趣旨を踏まえて、行政や民間事業者において、適切な対応に努めるよう啓発を進めていきます。

## 制度の対象になる方

双方が  
満20歳以上

一方又は双方が  
延岡市民  
または転入予定

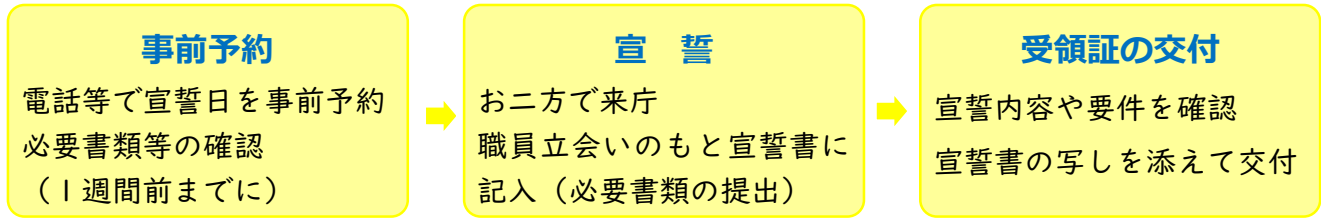
双方に  
配偶者がいない

他の人と  
宣誓していない

近親者  
ではない

全てに該当する一方又は双方が性的少数者であるお二方が対象です。

# パートナーシップ宣誓の流れ



宣誓・受領証交付に係る費用はありませんが、提出いただく書類の交付手数料等が必要となります。宣誓の場所やプライバシーの保護など、ご相談に応じて対応します。

その他、制度に関することは担当課までお問合せいただきますようお願いいたします。

**パートナーシップ宣誓書受領証**

本人 パートナー

氏名 氏名

宣誓日 年 月 日

延岡市パートナーシップ宣誓制度実施要綱の規定に基づき、  
パートナーシップの宣誓をされたことを証します。

年 月 日 延岡市長

(おもて)

延岡市は、全ての市民の人権が尊重されるまちづくりを目指しています  
この受領証は、お二人が互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを宣誓したことを証するものです。提示を受けた方は、上記の趣旨を十分ご理解くださいますようお願いいたします。

戸籍上の氏名(通称を使用している場合)  
本人 パートナー

(うら)

## 事業者・市民の皆様へ/多様性への理解について

**生きづらさや困難の例**

法律上血縁者として認められないため、病院での各種手続きや立会いができなかった。

夫婦や親族を対象としたサービスが、法律上の婚姻関係、家族に限定され、そのサービスの提供が受けられなかった。

の提示  
宣誓書  
受領証

【先行して導入している自治体での事例】

「パートナーが家族として認められ、病院での手続き(同意書に署名)ができた」

「民間会社の家族割が受けられた」

「パートナーが家族限定の『家族』に認められた。」

※延岡市の取組  
市営住宅の入居要件の一つに該当のべおかCOIN 行政ポイント発行  
R3.9.1~ 婚姻届と同様の取扱い

※「性自認および性的指向の困難解決に向けた支援マニュアルガイドライン」(一般社団法人社会的包括サポートセンター)参照

この他にも、宣誓したパートナーが、子どもさんを養育しているケースなども想定されます。多様な「性」や「家族」のあり方を始め、多様性への理解を深めるとともに、事業者の皆様には、事業活動の中に制度を取り入れていただきたいと考えています。

【お問い合わせ先】  
＜担当課＞延岡市 企画部 人権推進課  
〒882-8686 延岡市東本小路2番地1 (市役所3階)  
電話 0982-22-7002 FAX 0982-22-7061  
電子メール jinken@city.nobeoka.miyazaki.jp

のべおかCOIN  
行政ポイント発行

Android iPhone

こちらからアプリのダウンロードをお願いします